

学生教育研究災害保険（学研災）付帯賠償責任保険の加入について

1. 趣旨・目的

現在、学部入学生に「学生教育研究災害保険」への加入を入学手続きに必要な条件として義務付けているが、「学生教育研究災害保険付帯賠償保険（学研賠）」については教育実習やインターンシップに参加する学生にその都度加入を義務付けている。

今年度から、ゼミでのフィールドワークやボランティア参加について積極的に推奨しており、学内外での学生の活動が活発化することが予想されることから、2027（令和9）年度学部入学生から「学研賠」への加入を義務付ける。

2. 保険の内容

①学研災（現在、全学生が加入）

正課中、学校行事中、学校施設内、大学が認めた課外活動（サークル活動）、通学途中等で学生自身が被った障害に対して保険金（死亡・後遺障害・医療）を支払う。

保険料：4年間分 3,300円（通学特約1,000円含む）

②学研賠

学研災の付帯保険で、正課中、学校行事中、学校施設内、大学が認めた課外活動（教育実習・インターンシップ・ボランティア活動）、通学途中において、学生が他人にケガを負わせた場合、他人の財産を損壊した場合等に保険金（支払限度額：1事故につき1億円）を支払う。

保険料：4年間分 1,360円

3. 加入の義務付け

2027（令和9）年度の学部入学生から「学研賠（Aコース）」の加入を入学手続きの必要条件として義務付ける。

保険料：3,300円（4年分学研災） → 4,660円（4年分学研災+学研賠）

4. その他

2026（令和8）年度以前の学生に対しては、これまでどおり教育実習やインターンシップに参加する学生に加え、大学が認めたボランティア活動に参加する学生にも加入を義務付けする。（単年度加入）

